

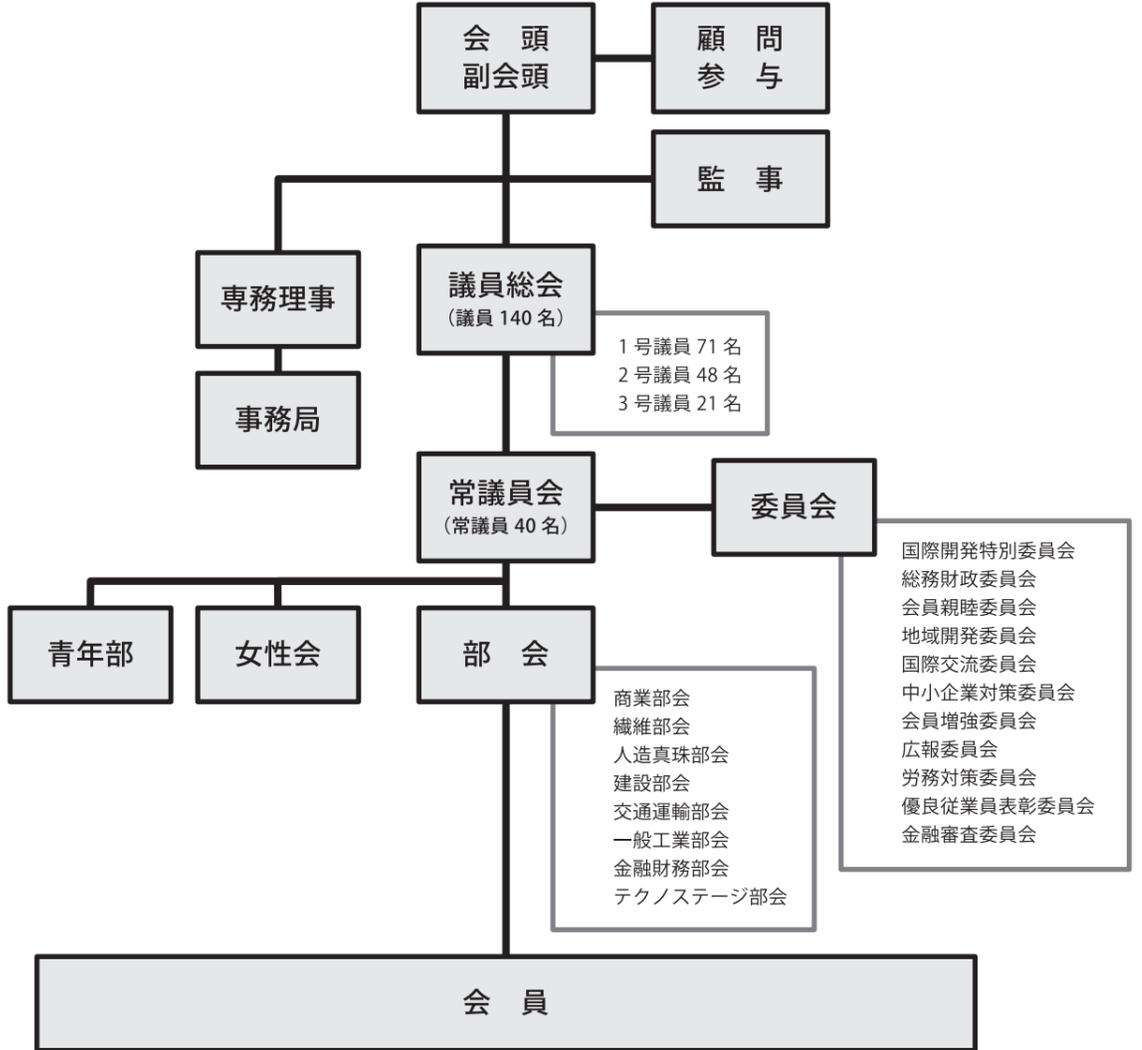
和泉商工会議所とは

地域の商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする公益の団体です。

- ① 特殊法人 商工会議所法（昭和 28 年 8 月制定）という法律に基づいて設立された特殊法人です。
- ② 地域団体 同一地域内（一都市地域）に同じような団体の存在は認められていません。
- ③ 総合経済団体 商工業団体の力を結集して、経済の発展に尽くす総合経済団体です。
- ④ 公益団体 商工会議所では一方において社会福祉の増進を目指し、会議所自体の運営も地域性、非営利性、政治的中立を原則とする公共的性格の強い団体です。

和泉商工会議所では中小企業相談所の 経営指導員、専門相談員（税理士・中小企業診断士等）が経営相談、融資斡旋などきめ細やかな相談・支援を行っています。
また、各分野の専門家や各種専門支援機関とのネットワークで、経営の専門的なご相談にも、幅広くお応えしています。

組織図



経営支援

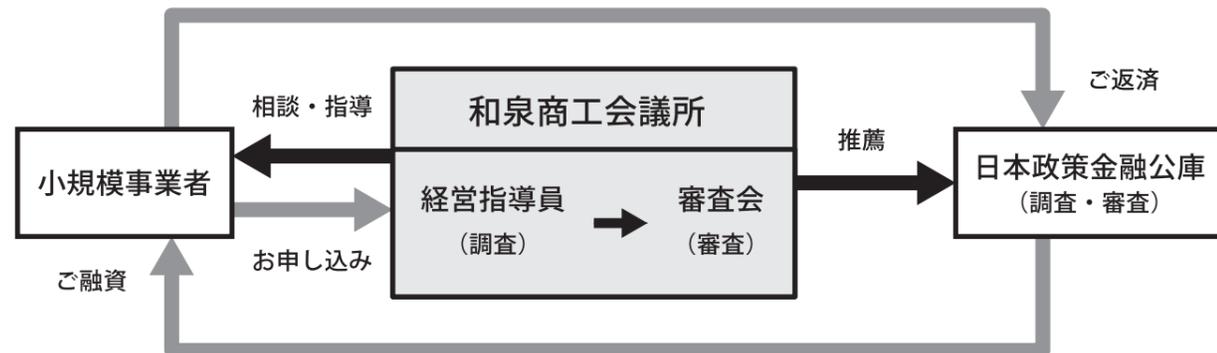
金融、労務、税務、販路開拓等、経営全般にわたって、事業者の皆様の経営上の様々な課題について、きめ細かく相談に応じ、適切な支援を行っております。

金融相談

政府や府の低利な融資制度をご紹介します。特に商工会議所の推薦で利用可能なマル経融資は、無担保・無保証人・低金利で受けることができる融資制度です。商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者などの方が、経営に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。

【マル経融資のご利用条件】

- ・従業員 20 人以下であること。(商業・サービス業は 5 人以下)
- ・和泉市内で 1 年以上継続して事業を営んでいること。
- ・所得税・法人税・事業税・府民税・市民税などの、納付すべき税金を完納していること。
- ・商工業者で、日本政策金融公庫の融資対象業種であること。
- ・経営指導員による経営指導を、原則として 6 ヶ月以上受けていること。



労働保険事務組合

労働保険事務組合とは、手続煩雑な労働保険（雇用保険・労災保険）の事務を、事業主の皆様代わりに代わって行います。和泉商工会議所労働保険事務組合は、厚生労働大臣から労働保険の事務代行の認可を受けています。

【事業組合に入るメリット】

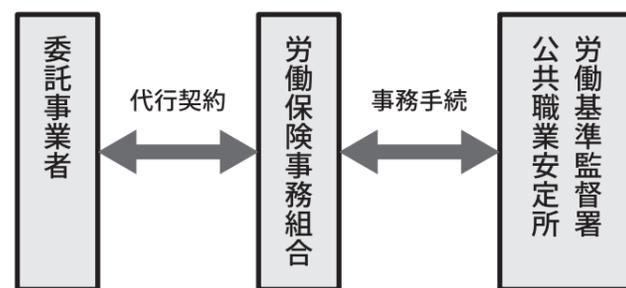
事業主や会社役員が、特別加入で労働保険に入ることができます。

【委託内容】

- ・労働保険への加入手続き
- ・労働保険料の申告・納付手続き
- ・労働保険関係成立届・任意加入の申請及び雇用保険の事業所設置届の提出等
- ・労災保険の特別加入手続き
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等
- ・その他、労働保険に関する諸手続き

【加入対象】

常時雇用する労働者の総数が 300 人（金融業・保険業・不動産業・小売業は 50 人、卸売業・サービス業は 100 人）以下の事業主の方なら事業委託をすることができます。



税務相談

年末調整や所得税・消費税などの確定申告の方法についてのご相談を承っております。お悩みの点に関して、分かりやすく丁寧にご指導をさせていただきます。

経営革新等支援機関（認定支援機関）としての支援

経営革新等支援機関とは、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、多様化・複雑化する中小企業の皆様の経営課題を解決することを目的に創設されており、和泉商工会議所は国が認定する支援機関として登録しております。

【こんな悩み、ご相談ください】

- ・新事業展開・起業創業に対する補助金申請をしたい。
- ・取引先を増やしたい、販路を拡大したい。
- ・金融機関と良好な関係を作りたい。
- ・自社の経営を「見える化」したい。
- ・事業計画を作りたい。

海外共同買付事業

中国・ベトナム等の経済視察を実施し、現地産品の買い付け及び日本製品の輸出販売等に向けた国際開発事業にも取り組んでおります。

専門相談

弁護士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士等による、各種専門相談が無料で受けられます。

各種セミナー・講習会

事業者の皆様のニーズや市場動向等に即応したセミナーや講習会を開催しております。

共済

小規模企業共済制度

事業主や役員が経営の第一線を退いたときに支払われる、いわば事業主の退職金制度です。掛金が全額控除となるので、節税対策としての利用価値も魅力です。

経営セーフティ共済

取引先事業者が倒産し、売掛金等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業退職金共済制度 特定退職金共済制度

従業員の退職金を積み立てておく制度です。将来必要になる従業員の退職金を月々少額の掛金から計画的に準備でき、従業員の勤労意欲と定着率を高めることにも役立ちます。

いずみ共済

病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず 24 時間保障され、役員及び従業員の福利厚生にご活用いただけます。掛金は損金または必要経費に算入できます。

その他の主な支援業務

原産地証明

原産地証明とは、貿易取引される輸出品や輸入品の国籍の証明のことです。
和泉市から輸出される物品の真実性を保証するための原産地証明書を発行しております。

健康診断

会員企業の事業主や従業員、またはそのご家族の方の健康管理にお役立ていただくために、健診機関と提携して各種健康診断を実施しております。

【メリット】

毎年秋に実施しております定期健康診断において受診者 10 名以上で、X線車 1 台が駐車可能、健診用スペース 1 室をご用意できる事業所へは出張健診致します。

各種検定

簿記・珠算・販売士などの各種検定試験を実施しております。

JAN コードの取得、更新

JAN コード登録申請に必要な「JAN メーカーコード利用の手引き」の販売と、ご記入いただいた登録申請書の受付業務を承っております。

パソコン教室

商環境の電子化に対応するため、パソコン教室を開催しております。
教室見学や無料説明会も開催しております。お問い合わせは【0725-51-7523】まで。

求人開拓事業

人材募集を行っている会員企業の雇用を支援するため、和泉市と共同で求人開拓事業を行っております。
お問い合わせは【0725-53-0310】まで。

和泉市産業振興プラザの運営

ものづくりに携わる事業者に対して、産官学連携による新産業及び新ビジネスの研究開発並びに創業の場所を提供するとともに、地域資源を活かした事業創出、経営革新、販路開拓等に向けた支援を行うことにより、産業振興及び地域資源の発展を図り、もって活力のあるまちづくりを行います。



和泉市の支援制度

和泉市内の
事業者・市民
の皆様へ！



中小企業振興条例 をご存知ですか？

市内には、たくさんの中小企業の方が操業されているだけでなく、テクノステージ和泉やトリヴェール和泉西部地区などの産業団地を有し、市の活力の一部となっています。
市では、事業者、市民、経済団体等と協力し、この活力をさらに向上させ、まちを元気にするため、平成26年4月に「和泉市中小企業振興条例」を制定しています。

第4条

<市の役割>

市は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫をもとに、振興施策を総合的に推進します。
支援を行うために必要な措置を講ずるよう努めるなど、中小企業を支援するうえで市が果たすべき役割を定めています。

第5条

<事業者の役割>

中小企業と大企業は共に地域社会の発展に欠くことのできない存在であるとともに、**事業者が事業を行うにあたり努力すべき内容や地域社会に貢献するよう努めるなど**、事業者の役割について定めています。

第6条

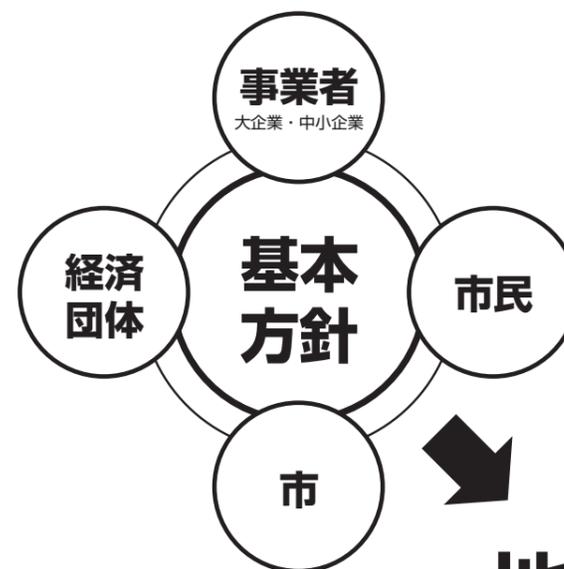
<経済団体等の役割>

事業者を支援するとともに、中小企業振興のための事業を行い、地域社会に貢献するよう努めるなど、経済団体等の役割について定めています。

第7条

<市民の理解と協力>

中小企業振興が市内産業の発展につながり、雇用や税収を生み出すことで、市民サービスの充実など、住みやすいまちづくりの一部につながります。このように、**中小企業振興の重要性について、市民が理解し、協力を努めること**について定めています。



基本方針

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化
- (2) 産学官連携による共同研究開発事業の展開
- (3) 産業集積の維持及び促進
- (4) 地域の産業を担う人材の育成及び雇用の創出
- (5) 消費者のニーズに即した魅力的な商店づくり
- (6) 地域資源を活かした事業の推進
- (7) 情報の発信、収集及び共有機能の強化

市内中小企業の
発注・購入に
ご協力を！



地域経済の活性化